

中間連結決算は
過去最高の営業利益、
経常利益、中間純利益！

年末手当3.5ヶ月は出せる数字だ！

専従委員長に対する処分に対し抗議！

年末手当第2回団体交渉

本部は11月6日、年末手当の第2回団体交渉を開催しました。

年末手当の議論に入る前に、蒲郡駅で暴言を吐いたとして発令した萩原闘争委員長に対する処分に対して抗議しました。

平成19年度の中間連結決算は過去最高の営業利益、経常利益、中間純利益となっています。また、平成19年度の通期の決算も過去最高になると予想されています。本部は「中間決算の数字を見れば社員は期待する」「出せるときには出すべき」などと主張し、要求の満額回答を求めました。

闘申8号の回答と主なやりとりは以下のとおりです。

【闘申8号と会社回答】

1. 2007年度年末手当は基準内賃金と補償措置額の3.5箇月分とすること。

【回答】

今後の議論次第である。

2. 組合員が納得しない年末手当のカットはやめること。

【回答】

そのような考えはない。賃金規程145条に基づき厳正に対処する。

3. 回答は、11月15日までとすること。

【回答】1項に同じ。

4. 支払いは、12月3日までとすること。

【回答】1項に同じ。

【主なやりとり】

専従委員長に処分に抗議する！

組合：団交に入る前に、本部萩原委員長に対する処分は認められない。抗議する。

会社：そのような場ではない。団交をやらないのか。

組合：団交は行う。専従役員に社員としての処分は認められない。抗議する。

出せる時には出すべき！

組合：ここ何期か対抗輸送機関との競争の激化ということがいわれている。航空機との競争でどのくらい影響が出ているの。具体的に示すこと。

会社：精査中であり、今は分からない。

組合：業績の伸びを社員に還元すること。

会社：この間、世間水準以上の月数、額で社員のがんばりに応えている。

組合：業績が上がっても世間以上だから上げないということか。過去最高の利益をどう社員に還元するのか。

会社：安定的支給を念頭において考えていく。

組合：会社発足20年で最高業績になった。20周年のメモリアルという考えはないのか。

会社：期末手当にはリンクしないと思う。

組合：現段階、3.5ヶ月を出せる力はあるのか。

会社：今後ゼロならば出せる。今払える払えないの議論は空虚だ。

組合：そうは思わない。払える力があるならば払うべきだ。社員は期待する。社員が最高の業績を実感できる支給を考えるべきである。

会社：考慮はする。

次回第3回団交で（11月9日）回答となります。

以 上